

一般社団法人 情報科学技術協会 奨励賞推薦細則

第1条 この細則は、情報科学技術協会（以下「協会」という。）表彰規程第2条7)の奨励賞について規定する。

第2条 この賞の推薦または被推薦資格は、正会員並びに維持会員もしくは特別会員である機関に属する個人またはグループとする。被推薦者は、現在も研究活動または実務に従事しているものとする。被推薦者がグループの場合は、グループに一人以上の会員かつ現在も研究活動または実務に従事している個人が含まれていればよいものとする。

第3条 この賞の対象は、過去2年以内の会誌・シンポジウムにおける発表、または協会が行った出版、研修、調査、研究開発等の事業、各委員会、研究部会の活動において、顕著な業績を有し、将来の活躍が期待される個人またはグループとする。

第4条 この賞を贈る件数は、毎年概ね2件以内とする。

第5条 奨励賞の授与においては、それを選考する表彰者選考委員会が、受賞者の選考理由において顕著な特徴を表す賞名を、奨励賞に付与することができる。

附則1 この細則は、2023年10月11日から施行する。